

2 建住第 189 号
令和 2 年（2020 年）7 月 20 日

発注機関の長 様

建築住宅課長

営繕工事及び公営住宅工事に伴う架空電線の防護措置に係る対応における
積算方法等の運用について（通知）

「工事に伴う架空電線の防護措置に係る対応について（通知）」（令和 2 年 7 月 14 日付け 2 建政技第 116 号、2 農整第 412 号、2 森政第 190 号、2 生排第 147 号、2 企本第 119 号。以下「技術管理室長等通知」という。）により架空電線の防護措置に係る取扱いが定められたところです。

今般、標記工事における積算上の運用を下記のとおり定めましたので、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、同通知は別添のとおり一般社団法人長野県建築士事務所協会あて情報提供済です。

記

- 1 技術管理室長等通知 1（5）において、「共通仮設費の安全費」を「共通仮設費の積上げ」に読み替える。
- 2 支障となる架空電線を工事発注前の現地調査等により確認している場合は、設計図書等に、当該架空電線への防護措置が必要であること及びその費用は当初設計では未計上であり別途計上する旨、明示すること。
- 3 現地調査や電力事業者（防護管管理会社含む）との協議等により、支障となる架空電線への防護措置の範囲が工事発注前に確定できる場合は、技術管理室長等通知及び上記によらず、防護措置の必要な範囲を設計図書等に明示するとともに、その費用を当初設計に計上すること。

建築住宅課建築企画係

（課長）小林 弘幸 （担当）塩川 直

電 話 026-235-7339

F A X 026-235-7479

メール kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp